

特定口座申込書等のご提出のお願い

拝啓 お客様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびは、SBI証券に証券総合口座の開設をいただきまして、誠にありがとうございます。

つきましては、「特定口座申込書」兼「印鑑届出書」兼「包括告知書」兼「登録事項変更届出書」に下記の記入方法(1~7)をご確認いただき、ご記入・ご捺印のうえ、ご送付くださいますよう、お願ひいたします。

今後とも、SBI証券をご愛顧賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

<特定口座開設にあたってのご注意>

- 特定口座開設以降の株式等の取得分(約定基準)のみが、「特定口座 特定預り」の適用となります。
- 「源泉徴収を選択する」をお申込みのお客様で、配当等の損益通算を特定口座内で希望される場合、特定口座開設後に当社Webサイト・ログイン後の口座管理>登録情報一覧>お取引関連・口座情報画面より「株式数比例配分方式」をご選択ください。
- 当届出書の手続き完了までは、株式や投資信託等のお買付は出来ません。

<ご捺印の際の注意点>

右のような印鑑縁、印影濃さ、重なりは受付できません。
下の捺印時のコツをご参考ください。



- 捺印マットを使うと鮮明に映ります。新聞紙等を下に敷いても代用可能。
- 小さな印鑑は中心に力がかかるように、大きめな印鑑はその後に縁まわりが鮮明に映るように、「の」の字を書くように力を加える。

- | | | | | |
|---|--|-------------------------------------|------------------------|--|
| 1 お届出印鑑を赤枠内にご捺印ください。ご捺印が少しでも不鮮明な場合、受付できません。ご捺印後、不鮮明と思われる場合は、念のため枠内に元の印影と重ならないようにもう1ヶ所鮮明にご捺印ください。尚、シャチハタ印、縁なし、縁が欠けているご印鑑等は登録いただくことができません。 | 2 ご住所・お名前をかい書でご記入ください。ご生年月日をご記入ください。(ゴム印不可) | 3 ご記入・ご捺印いただいた日付を西暦でご記入ください。 | 4 口座番号をご記入ください。 | 5 ご住所、お名前および生年月日を確認できる下記本人確認書類のコピーを封筒に入れてご送付ください。 |
|---|--|-------------------------------------|------------------------|--|

- 特定口座申込書
- 印鑑届出書
- 包括告知書 (株式等の譲渡の対価の受領者の告知および先物取引の差金等決済をする者の告知に係る申請書株式の譲渡の対価の告知兼上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外投資信託等の配当・国外発行株式等の配当等)
- 登録事項変更届出書 (登録住所を変更されるお客様)

株式会社SBI証券 御中

お届出印 (シャチハタ不可) <small>*不鮮明の場合、受付できない場合がございます</small>			
<input type="text" value="〒 -"/> ご住所 <input type="text" value="フリガナ"/> お名前 (自署) <input type="text" value="特定口座の申込"/>		<input type="text" value="0"/> 口座番号 ご記入日 (西暦) 年 月 日	
<input checked="" type="checkbox"/> 申込みする		<input type="checkbox"/> (源泉徴収を選択する・損益通算あり) 条文1、2、3のお申込み <input type="checkbox"/> (源泉徴収を選択しない) 条文1のみお申込み	
		<small>本年1月1日現在の住民票記載都道府県 上記届出と都道府県が違う場合</small>	
		<small>都府道県</small>	

1. 特定口座開設届出書 兼 特定管理口座開設届出書

私は、租税特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項及び同法第37条の10の2第1項又は第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第254条の10の2第5項、及び、同令第25条の8の2第7項の規定により、この旨お届けします。また、上記規定の適用を受けるにあたり、「特定口座」に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等に係る口座の設定を申し込みます。なお、租税特別措置法第37条の10の2第1項の内国法人の株式を特定管理口座に保管の委託を行ふものとし、特定管理株式保管委託契約は約款の規定によるものとします。

2. 特定口座源泉徴収選択届出書 私は、租税特別措置法第37条の11の4第1項および地方税法第71条の51の規定の適用を受けたいので、この旨お届けします。なお、この届出は、私から同規定の適用を受けることを取りやめたい旨申し出ない限り、引き続き有効なものとして取扱ってください。

3. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 貴社が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けたいので、同法第2項の規定に基づきこの旨届け出ます。

特定口座に開設する勘定

特定保管勘定、特定信用取引等勘定、特定上場株式配当等勘定

株式等の譲渡の対価の受領者の告知および先物取引の差金等決済をする者の告知に係る申請書

私は、所得税法施行令第343条第3項及び同令350条の4第3項の規定の適用を受けたいので、この旨申請します。

株式の譲渡の対価の告知 兼 上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外投資信託等の配当・国外発行株式等の配当等の包括告知書
 所得税法第224条第1項及び第2項、同法第224条の3第1項、同法224条の5第1項、租税特別措置法施行令第4条の5第9項、同令第4条の6の2第9項及び同令第4条第9項の規定により、告知します。

- 特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所
- 上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当の支払の取扱者
- 上場株式等の譲渡の対価の支払をする金融商品取引業者の営業所
- 特定口座及び特定管理口座を開設する金融商品取引業者の営業所
- 先物取引の差金等決済を行う先物取引業者の営業所

所在 地 東京都港区六本木一丁目6番1号

名 称 株式会社 SBI 証券 本店

本人確認書類 (本人と確認できる書類をご提出ください)

- 運転免許証
- 住民票の写し
- 住民票の記載事項証明書
- 印鑑証明書
- 各種健康保険証
- 各種年金手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 旧外国人登録証明書

6 どちらかに必ず してください。

7 本年1月1日現在の住民票に記載されている都道府県
が、上記届出と違う場合のみご記入ください。

営業所等の受理日付印	送信印	検印

ご本人確認書類ご提出のお願い

口座番号

_____ - 0 _____

口座番号をご記入ください。

ご本人確認のための書類(ご本人確認書類)が必要となります。現住所、お名前、生年月日の3項目を確認できる書類をご用意ください。
以下のいずれか1点を添付ください(コピー可)。ご提出いただく告知書の内容と本人確認書類(コピー)が異なる場合、告知書の内容を二重線にて修正(ご捺印)のうえ、ご提出ください。

添付種類	有効期限	ご注意事項
運転免許証のコピー	有効期限内	・ご住所、お名前等を変更された場合は、裏表の両面のコピーが必要です。また、公安委員会の印がはっきり写るようコピーしてください。
各種健康保険証のコピー	書類内記載の場合有	・住所が記入されていることが必要です。
印鑑証明書	発行後6ヶ月以内	・発行印、発行日が記載されていることが必要です。
住民基本台帳カードのコピー	有効期限内	・氏名、住所、生年月日が記載されていることが必要です。
住民票の写し 住民票の記載事項証明書	発行後6ヶ月以内	・複数枚のものは、すべてのページが必要です。 ・コピー提出の場合で、発行印、発行日が裏面に記載がある場合、裏面のコピーも必要です。
運転経歴証明書のコピー	—	・ご住所、ご氏名等を変更された場合は、裏表の両面のコピーが必要です。また、公安委員会の印がはっきり写るようコピーしてください。 ・平成24年4月1日以降発行したものに限ります。
各種年金手帳のコピー	—	・年金の名称、氏名、住所、生年月日が記載されていることが必要です。
在留カードのコピー	有効期限内	・ご住所、ご氏名等を変更された場合は、裏表の両面のコピーが必要です。 (みなし期間内の旧外国人登録証明書(裏表の両面のコピーが必要)等もご提出可能ですが、在留資格が「特定活動」に該当するお客様は、旅券に添付されている「指定書」も必要です。)
特別永住者証明書のコピー	有効期限内	

[ご提出いただく際の注意事項]

- ・書類の種類毎に有効期限が違いますのでご注意ください。
- ・貼付書類の確認範囲内を加工(塗潰し、切り取り等)されていた場合は受理できない場合があります。
- ・本人確認書類の全体が鮮明に写るようにコピーしてください。
- ・有効期限は、当社に到着した時点で期限内のもののみ有効です。

のり付けしてください。

のりしる(ここにのりで貼ってください。)

(タテ・ヨコどちらでも結構です。裏面のある書類及び大きくてはみ出す
ものは、のり貼りはしなくて構いません。)

- ※ご本人確認書類の有効期限をご確認ください。
- ※ご住所変更に伴い運転免許証を添付される場合は、表裏の両面のコピーが必要です。
　　公安委員会の印がはっきり写るようコピーしてください。
- ※本人確認書類の全体が鮮明に写るようにコピーしてください。

本人確認書類の台紙以外にはご使用になりませんようお願いいたします

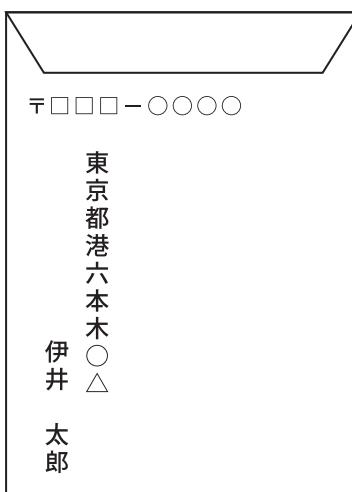
ご使用方法

- ① サイズは変更せずこのままのサイズで、白色の用紙に印刷してください。
- ② 点線に沿って切り取り、**定形封筒**に貼り付けてご使用ください。
(のり付けする際は、剥がれないように貼り付けてください。)
- ③ 封筒の裏面に、お客様の住所、氏名をご記入ください。
- ④ **切手を貼る必要はございません。**

定型封筒表面



定型封筒裏面



点線に沿って切り取り、定型封筒に貼り付けてください。



きりとり線 ✕

